

承認第1号

損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年1月20日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

専決第1号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和4年9月19日発生、旧南あわじ市休日応急診療所における看板飛散による物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和5年1月10日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和4年9月19日

2 事故発生場所

南あわじ市賀集八幡32番地1（旧南あわじ市休日応急診療所）

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

未利用施設の老朽化した不使用看板が強風により剥離・飛散し、駐車中の相手方の自動車を損傷させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	自動車	561,958円